

平成 24 年 11 月 29 日

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	8
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
管理者提出追加議案の報告	36
日程の追加	37
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
一般質問	39
閉会	54

秩広組告示第27号

平成24年11月秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年11月22日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成24年11月29日(木) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成24年11月29日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成24年11月29日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 議案第14号 平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第15号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を  
改正する条例
- 第 7 議案第16号 秩父広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
- 第 8 議案第17号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第 9 議案第18号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 第10 一般質問

(開会 午前10時00分)

出席議員 (15名)

1番	新井重一郎	議員	2番	高野宏	議員
4番	落合芳樹	議員	5番	江田治雄	議員
6番	出浦章恵	議員	7番	福井貴代	議員
8番	浅海忠	議員	9番	富田能成	議員
10番	若林新一郎	議員	11番	大野喜明	議員
12番	四方田実	議員	13番	齊藤實	議員
14番	新井利朗	議員	15番	黒澤光司	議員
16番	小菅高信	議員			

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
加藤嘉郎	副管理者
石木戸道也	理事
大澤芳夫	理事
福島弘文	理事
木村健一	監査委員
森真太郎	事務局長
浅見真一	消防長
荒船勇	会計者
高橋徹也	総調整幹
野口政則	消防署長
小林和明	消防本部長 次長
飯島起也	事務局兼 事務局長 会計課長
若林利忠	専門員兼 管理幹
村田康行	専門員兼 指令課長

富	田	豊	彦	管理課長
横	田	好	一	福祉保健 課長
今	井	祐	二	業務課長
野	澤	好	博	クリーン センター 所長
小	池	好	美	環境衛生 センター 所長
阿	保		登	総務課長
梅	澤		茂	予防課長
荒	船	和	夫	警防課長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊	彦	書記長
千	嶋		浩	書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（若林新一郎議員） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年11月秩父広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（若林新一郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（若林新一郎議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において指名いたします。

4番 落合芳樹 議員

5番 江田治雄 議員

6番 出浦章恵 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（若林新一郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（若林新一郎議員） 次に、諸報告を行います。

まず、議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

11月7日付、秩父市議会選出の逸見英昭議員においては、組合議会議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、管理者から平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計継続費の精算について報告がありま



したので、あらかじめ配付しておきました。ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

木村監査委員。

(木村健一監査委員登壇)

**木村健一監査委員** おはようございます。監査委員の木村でございます。それでは、例月出納検査の結果及び定例監査の結果についてご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成24年度に係る6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金について検査を実施したものでございます。これらについて検査したところ、一般会計及び歳入歳出外現金とも現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。

また、歳計現金等については定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、平成24年9月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は8億3,336万3,699円であることを確認いたしました。

次に、定例監査につきましては、平成23年度及び24年度における秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センターの財務に関する事務事業の執行状況及び業務の管理運営状況等について監査を実施いたしました。実施に当たりましては、監査に関する資料の提出を求め、各所長から説明を受けました。これら監査の結果、関係法令、条例等に基づき適正に処理されているものと認められました。細部につきましては、お手元に配付されております結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

**議長（若林新一郎議員）** 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

(千嶋 浩書記登壇)

**千嶋 浩書記** …… (朗読) ……

秩広管発第299号

平成24年11月29日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 若林新一郎 様

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第14号 平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 秩父広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

議案第17号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）

議案第18号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

**議長（若林新一郎議員）** ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

**議長（若林新一郎議員）** この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 議員の皆様、おはようございます。若林議長様からお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきます。

まさに晩秋のときとなりました。秩父では、秩父夜祭あとわずかというところで、町なかも大分にぎわってきております。そして、これから祭りが終わりますと、小鹿野でもまたお祭りがあり、そして年末というところで、また町の議会におかれましてもそれぞれの議会で開会が予定されていると思います。議員の皆さんには大変お忙しい中、また気ぜわしい中をおいでいただきまして、議会にご出席賜りましてまことにありがとうございます。

さて、幾つか議案説明の前にこちらからのいろいろご報告事項もございますので、それを順次お話をさせていただき、今それぞれの議案の項目をお話ししましたが、それについては後ほど説明を追加させていただきます。

新火葬場の状況ですが、新火葬場建設基本計画の案がまとまり、建設計画及び火葬炉設備をプロポーザル方式により特定するための選定委員会を立ち上げまして、今月の22日と27日にそれぞれ委員会を開いたところでございます。選定委員会、22、27日に開いたと。委員会の委員には、地元の下宮地町会の正副会長様も加わっていただき、地元の町会のご理解をいただきながらこの事業を進める体制をとらせております。基本計画案等の詳細につきましては、本日定例会の後にお時間をい

ただきまして、議会全員協議会の中でまた改めて説明をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

以上火葬場建設のお話をさせていただき、これから議案の概要についてご説明を申し上げます。

お手元の議案書をごらんいただきながら聞いていただければというふうに思います。まず、議案第14号 平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議会の認定を得たいため提出するものでございます。

議案第15号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、人事院規則の改正に伴う特別休暇にかかわる所要の改正を行うものでございます。

議案第16号 秩父広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、同法第21条に規定する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準が条例に委任されたことにより、新たに制定したいものでございます。

議案第17号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）は、新火葬場建設にかかわる事業費、消防の高規格救急車整備事業等契約締結にかかわる事業費等、所要の補正を行いたいものでございます。

議案第18号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更については、同組合を構成する白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い協議をするものでございます。

以上議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明を行いますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、あさってから月が変わり、ことしも残すところあと1カ月となりました。国政では衆議院選挙が、そして先ほどお話ししましたが、市町では12月定例会が開かれ、師走の言葉どおり何かとお忙しいところになっているかと思いますが、議員各位におかれましてはより一層ご健康に十分にご留意いただき、市町の発展を初め、本圏域全体がますます発展するためにご尽力賜りますよう心からご祈念を申し上げながら管理者の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（若林新一郎議員）** これより議案審議に入ります。

議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** それでは、議案第14号の平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決

算の認定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の1ページをお開きください。平成23年度一般会計歳入歳出合計表でございます。歳入額は47億117万6,003円、歳出額は43億7,859万2,685円、差し引き残金は3億2,258万3,318円となり、これは平成24年度への繰越額となります。平成22年度と比較いたしますと、歳入額で6億2,875万7,049円、歳出額で6億2,146万7,155円の増額となっておりますが、これはクリーンセンター建設入札談合損害賠償請求訴訟和解による解決金7億4,400万円に係る歳入歳出を除きますと、平成22年度の決算額を下回る額となっているところでございます。

14ページ、15ページをお開きください。一般会計の決算事項別明細書の歳入に係る部分でございます。数字につきましては、収入済額でご説明申し上げます。

まず、第1款分担金及び負担金でございます。全額市町の負担金で31億8,153万2,000円となります。歳入決算額に占める割合は67.67%になります。

次の16、17ページお開き願います。6目の特別負担金でございますが、通常の特別負担金はクリーンセンター建設に伴う起債償還額に対する普通交付税が算入される部分を秩父市を通じて国に申請してもらい、秩父市に入った地方交付税を組合の特別負担金の名目で納めていただいているものでございます。また、平成22、23年度に限りましてちちぶ定住自立圏共生ビジョンに位置づけられました事業の実施のため、特別交付税枠分として1億2,500万円を各市町から納めていただいております。なお、負担金につきましては、組合を構成する市町から組合規約に定められました負担区分に従いまして、年3回に分けて納めていただいているものでございます。

次に、第2款の使用料及び手数料は2億6,753万2,380円となります。前年度と比較いたしまして2,387万1,303円の減額となっております。これらの減額要因として考えられますのは、平成23年度から有料指定ごみ袋の価格引き下げを行った影響が大きいものでございます。なお、廃棄物処理手数料の指定ごみ袋の手数は2件分、286万5,372円の収入未済額が生じておりますが、これは昨年に引き続き有料指定ごみ袋の販売を委託しておりました指定店が破産したことにより納入されなかったことによるものが1件ございまして、これが284万7,872円でございます。この指定店につきましては、破産手続廃止決定が既にされているため、組合といたしましては不納欠損処分にするかどうかについて、今対応を検討しているところでございます。なお、残りの1件は指定店1件分の1万7,500円ございまして、これらにつきましては本年6月25日に入金済みとなっております。

続きまして、第3款の国庫支出金は176万6,000円となっております。これは、秩父クリーンセンター長寿命化計画の策定に対します循環型社会形成推進交付金155万2,000円と、障害程度区分認定等事業費補助金21万4,000円の交付を受けたものでございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。第4款の財産収入は627万4,812円となっております。前年度と比較いたしまして367万8,152円の増額ですが、これは秩父環境衛生センターの委託形

態の見直しによりまして、組合で所有していた車両、これを売却したことによることが大きな要因でございます。

次に、第5款の繰越金は3億1,529万3,424円で、平成22年度からの繰越金でございます。

第6款の諸収入は8億727万7,387円でございます。第1項の組合預金利子109万4,844円は、余裕資金を定期預金等で運用して得た預金利子でございます。

第2項の雑入は8億618万2,543円でございます。20、21ページを続いてごらんいただきたいと存じます。このうちクリーンセンター建設入札談合損害賠償請求訴訟和解による解決金が7億4,400万円となっており、残りの6,218万2,543円は、収集または施設に直接搬入されましたごみを分別することにより抽出いたしました有価物の売却代金等となっております。なお、雑入に2万9,825円の収入未済額が生じておりますが、これは布、衣類売却代1件分でございます。取引業者が納付書で5月30日に銀行に納めたため、銀行間の送金等の時差によりまして組合の口座に入金がおくれたため、6月1日に入金となったことによることとございまして、6月1日には入金済みとなっております。

次に、第7款の組合債は5,250万円でございます。東分署庁舎建設に伴う事業債2,590万円と、消防車整備に伴う事業債2,660万円となっております。

第8款の県支出金は6,900万円でございます。北分署建設に伴う補助金でございます。

歳入の合計は、予算現額46億6,094万8,000円、調定額47億407万1,200円に対し、収入済額は47億117万6,003円となり、収入未済額は289万5,197円となります。

次に、歳出に移ります。22、23ページをお開きください。数字につきましては、支出済額でご説明申し上げます。

まず、第1款の議会費でございます。246万104円で、これは議員報酬、定例会3回、臨時会2回の開催経費及び先進地行政視察に係る調査旅費、バス借上料などの経費が主なものでございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億3,911万1,204円でございます。このうち職員の人件費は、10名分で8,423万1,660円となっております。

続きまして、24、25ページをお開きください。13節委託料のところでございますけれども、昨年の10月の臨時会、本年の7月の定例会において補正予算をご可決いただきましたが、ごみ処理建設工事入札談合に係る損害賠償請求訴訟の和解に伴いまして、委任弁護士への報酬金2,775万8,674円を支払いました。また、23節でございますけれども、埼玉県補助金の返還額1,418万2,363円の支払いをしたものでございます。

第2項の監査委員費の14万7,500円は、毎月の例月出納検査、決算審査、定例監査を実施していただいた監査委員への報酬でございます。

次に、第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,210万4,101円で、介護認定審査会業務に係る経費でございます。第1節の報酬は1,442万8,000円で、審査会委員50名のうち公務

員3名を除きました47人分の審査会、研修会合わせ、延べ1,106人分の報酬でございます。また、給料、職員手当等、共済費は職員4名分の人件費で2,845万4,805円でございます。

次に、26、27ページをお開きください。第2目の自立支援審査会費は1,015万2,795円で、審査会委員報酬、職員1名分の人件費でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は1,705万962円で、これは圏域住民など5,619人分の撮影業務委託料や読影業務委託料でございまして、これらの業務は全て秩父郡市医師会に委託して実施いたしております。

次に、第2目の循環器検診費は740万8,758円で、圏域内市町の全小中学校各1年生を対象といたしました心臓検診業務や精密検査業務などに係る委託料でございまして、これも秩父郡市医師会に委託して事業を実施しております。

第3目の救急医療施設費は1億6,279万1,500円で、次のページにございます13節委託料と19節負担金、補助及び交付金が主なものでございます。委託料は、休日診療所運営事業委託料、在宅当番医制運営事業委託料、小児初期救急運営事業委託料の3本でございます。

歳入の特別負担金のところでご説明いたしましたけれども、ちちぶ定住自立圏共生ビジョンに位置づけられた事業実施のために、平成22、23年度に限って特別交付税枠分を納入していただいたことは先ほど説明いたしましたけれども、ここに係る分が29ページの19節負担金、補助及び交付金にちちぶ定住自立圏構想分として載せております5つの事業、病院群輪番制病院運営費割増補助金3,500万円、地域医療選択メニュー事業補助金5,300万円、地域医療連携事業補助金1,100万円、救急患者回復期リハビリテーション運営事業補助金500万円、休日準夜帯薬局開設運営事業補助金400万円となっております。なお、これに加えて、この後消防費のところに出てまいりますけれども、救急車に装備します備品の整備事業としての定住自立圏分がございます。

次に、第4目の斎場費は7,717万6,101円で、このうち人件費は5,583万4,334円で、斎場建設の事務担当職員が2名分、そして斎場業務の担当職員が4名及び嘱託員2名分の報酬でございます。平成23年度の火葬業務は、開業日が313日のうち310日稼働いたしまして、火葬件数については1,570件となっております。平成22年度の火葬件数が1,601件でございまして、前年度と比較いたしますと31件減少しております。新火葬場ができるまでの間、現施設の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、30、31ページをお開きください。第2項の清掃費、第1目清掃総務費は5,480万3,111円で、主なものは11節の需用費の消耗品のうち指定ごみ袋の購入費3,015万9,411円で、前年と比較いたしまして1,011万2,404円の増額となっております。その理由といたしましては、昨年の東日本大震災によりまして契約をしておりました業者の仙台工場が被災しまして製造が困難となり、新たに業者と契約締結いたしまして臨時のごみ袋を作成したため、製作単価の値上げになったり、また在庫の見直し等から増額したものでございます。このほか、13節委託料は主に廃棄物処理手数料の収納委

託料として、指定ごみ袋の販売店に対して支払っております販売委託料1,898万9,062円でございます。

次に、第2目クリーンセンター費は5億6,673万1,770円で、人件費は5,065万5,269円、職員5名分及び嘱託員2名分の報酬でございます。秩父クリーンセンターは、ご案内のように平成9年8月から稼働をいたしまして15年が経過しておりますが、最良の状況で維持できるよう運転管理に努めておるところでございます。平成23年度の年間稼働日数は357日で、2万8,306トンの焼却処理を行いました。前年度と比較いたしまして処理量は370トンの増加、率にして1.32%の増となっております。

11節需用費は1億6,017万606円で、主なものは薬品類や機械部品、運転に必要な電気代、機器の修理を行う修繕料でございます。修繕料の主なものといたしましては、空気圧縮機の修理、分散型計算機制御システム部品交換修理、1号バグフィルター修理、2号バグフィルターろ布修理、ごみクレーンの修理などでございます。

13節の委託料は3億5,203万8,441円で、主なものは運転管理業務委託料、焼却炉本体施設法定定期点検整備委託料、焼却灰再資源化委託料、集じん灰等再資源化委託料などでございます。

続きまして、36、37ページをお開きください。3目の環境衛生センター費は1億6,570万6,073円でございます。環境衛生センターへのごみの受け入れ量は6,805トンで、前年度と比較いたしまして96トンの増、率にいたしまして6.2%の増となっております。人件費は、職員5名分で5,167万5,779円でございます。

13節の委託料は9,264万8,733円で、主なものは資源ごみ、不燃ごみの減量化業務委託やストックヤードの管理業務委託でございます。歳入の雑入でご説明申し上げましたが、環境衛生センターに持ち込まれました不燃ごみなどから資源物を抽出いたしまして、有価物を売却して財源といたしますとともに、埋め立て量の減少と再資源化に努めてまいりたいと存じます。

38、39ページをお開きください。4目の廃棄物収集費は2億1,657万9,600円でございます。収集業務は、合併前の旧秩父市分と合併前の旧町村分に分けまして、2者に業務委託をして実施しております。

次に、第5款消防費でございます。16億7,843万9,167円で、前年度と比較いたしまして8,605万2,708円の増額、率にいたしまして10.8%の増となっております。火災発生件数は49件で、前年度と比較いたしまして10件の減少となっております。また、救急出場件数は4,637件で、前年度と比較いたしまして101件の増となっております。これは、前年度に引き続き増加となっておりますのでございます。人件費は職員168名分、13億1,996万8,041円で、消防費の78.6%を占めております。

11節需用費、修繕料の主なものにつきましては、はしご車、水槽車、救急車等の車両の修理、また超高压救助器具修理を行いました。

40、41ページをお開きください。13節委託料では、平成28年度のデジタル無線運用開始に向け、

消防救急デジタル無線電波伝搬調査委託、また分署庁舎建設に係るものとしたしまして北分署庁舎建設工事管理業務委託、南分署庁舎建設の地質調査及び設計業務を委託いたしました。

次に、42、43ページをお開きください。15節の工事請負費は1億7,394万500円で、平成22年度、23年度継続事業で行いました横瀬分署庁舎、これ東分署庁舎でございます。この建設工事、また今年度8月1日から供用を開始いたしました北分署の建設工事代金でございます。

18節備品購入費は5,455万9,510円で、消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新整備と、ちちぶ定住自立圏共生ビジョンで位置づけられました事業に伴います患者監視装置、半自動除細動器の整備が主なものでございます。

第6款の公債費は5億2,448万9,250円となっております。これは、クリーンセンター及び消防本部庁舎の起債償還費が主なものでございます。

次に、44、45ページをお開きください。第7款の諸支出金は7億342万1,789円でございます。内訳といたしましては、既存の公共施設整備基金の利子を同基金に積み立てたものが136万2,826円、そのほかは歳入のところでもご説明申し上げましたが、ごみ処理施設建設工事入札談合に係る損害賠償請求訴訟の和解により、日立造船株式会社から解決金7億4,400万円の支払いを受けましたが、弁護士報酬と埼玉県への補助金返還を差し引きました額7億205万8,963円を公共施設整備基金として積み立てを行ったものでございます。

第8款予備費は支出がございません。なお、予備費から充当させていただいたものとしたしまして3件ございまして、まず1件目が一般管理費の職員採用試験委託料、2件目として斎場費の新火葬場整備基本計画策定業務委託料、3件目として同じく斎場費で火葬炉棟煙突監視カメラ設置工事費となっております。

歳出合計は43億7,859万2,685円でございます。

以上で決算概要の説明を終了いたしますが、この決算につきましては組合監査委員の審査を8月29日に受けておりまして、決算審査意見書をいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

6番、出浦章恵議員。

**6番（出浦章恵議員）** 6番の出浦です。

さっきご説明いただきましたけれども、25ページの3の1の1、介護認定審査委員報酬ですけれども、1,442万8,000円ですが、50名のうち47人分、公務員3名を除いてという、千百四十幾人、ちょっとこの幾人というのが聞き取れなかったのですが、幾人分だということでお話がありました。委員長とその他の人がいると思いますけれども、それぞれの方の、委員長が幾ら、その次にどういいう方が幾らと、こういうことでそれぞれの報酬額を伺えればと思います。



続きまして、41ページの5の1の1、救急救命士薬剤投与実習委託料、わずかな額で、19万2,000円で、これはどういうものかというのが伺いたいただけなのですが、成果報告書で48ページに出ておりました救急救命士のうち3名が薬剤投与認定救命士となると。現在の気管挿入認定救命士8名、薬剤投与認定救命士が21名いるということはわかりますけれども、この薬剤投与と、この辺のことについてよくわかりませんので、伺いたいと思います。また、この実習の委託先も伺いたいと思います。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 福祉保健課長。

（横田好一福祉保健課長登壇）

**横田好一福祉保健課長** それでは、出浦議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、介護認定審査会委員さんの報酬ですが、会長は1万5,000円です。その他の委員につきましては1万3,000円です。

それから、1,106人分ということになっております、23年度につきましては。回数については236回となっております。

以上であります。

**議長（若林新一郎議員）** 警防課長。

（荒船和夫警防課長登壇）

**荒船和夫警防課長** 6番、出浦議員のご質問にお答えいたします。

ただいまの薬剤投与実習委託料についてですが、C P A、これは心肺停止患者を指しますが、この患者に対しまして救急救命士の特定行為があります。この中の一つで、静脈の確保の輸液に合わせ、平成18年度からアドレナリンの使用が認められました。これは、薬剤投与認定取得者のみが行えるものです。北部M C、これは北部メディカルコントロールになります。北部M Cのもと、深谷赤十字病院を実習委託先として毎年度契約、これは1人6万4,000円となります。23年度は3名派遣しましたので、19万2,000円となりました。病院実習の内容なのですが、50時限が定められております。臨床、ラインの確保、注射器の取り扱い管理、心臓停止機能事例にアドレナリンを投与、このような内容となっております。

ちなみに、平成17年度までの救急救命士研修所課程卒業者、これの救命士にあつては認定救命士を取る場合、追加講習170時限が定められております。ただし、平成18年度以降養成所修了者にあつては、課程の中でこの受講を修了しております。実習は義務づけられておりますので、受講と実技講習、これを両方兼ね備えて薬剤投与の認定救命士の習得となります。現在薬剤の投与のできる救命士は、先ほどお話のあったとおり3名を加えますと、24名となっております。

アドレナリンは、強心剤として使われており、血圧や心拍数を上昇させ、気管を広げるなどの効果を持った薬剤となっております。今後救命率の向上が大いに期待されます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 2番、高野宏議員。

**2番（高野 宏議員）** 2番の高野でございます。

16、17ページの清掃手数料の件なのですけれども、秩父市の決算委員会でもちょっと話出たのですけれども、この収入未済のほうが210万円で、倒産した会社のことなのですけれども、このごみ袋の、配布して販売して、その手数料、そういうシステムというのはどうなっているのでしょうか。これ金額が大きいので、これは1年間の分なのでしょうか、お聞きしたいと思いますけれども。

**議長（若林新一郎議員）** 業務課長。

（今井祐二業務課長登壇）

**今井祐二業務課長** ただいまの高野議員さんからの質問でございますが、収入未済額につきまして何年度分かということでございますが、これにつきましては22年度からの分でございます。

以上です。

（「システム」と言う人あり）

**今井祐二業務課長** 失礼いたしました。

システムでございます。指定袋の販売のシステムでございますが、これにつきましては通常指定店というのがございます。そして、そちらから袋の発注を受けております。その発注に基づきまして、ごみ袋の製作者から直接指定店のほうへ配布しております。そして、その配布によりまして、こちらからの販売手数料、そういったものをこちらで受け取っております。その販売に対しまして、組合から手数料の委託料といたしまして13%の支払いをしております。そういった形でございます。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 2番、高野宏議員。

**2番（高野 宏議員）** ありがとうございます。

今の件なのですけれども、これはお金を組合のほうに払い込むというのは、これは納入がされていなくても、どんどん追加で注文ができるということなのですか。これどんどん、どんどん積み重なって、納入されていないのにまた販売を委託するというのは、だんだん膨らんできてしまって、ちょっとおかしいと思うのですけれども、これどういうあれなのでしょう。毎月決済をするとか、そういう意味ではないのでしょうか。

**議長（若林新一郎議員）** 業務課長。

（今井祐二業務課長登壇）

**今井祐二業務課長** 販売手数料につきまして質問でございますが、これにつきましては毎月請求はしているわけでございます。それに基づきまして、未払い、まだ収入いただいていないお店につきましては請求等いたしております。それが2回というか、滞納されますと、その時点で一応、また一

度引き取りのほう、配送のほうはとめまして、そこでまた請求いたしまして、支払いを受けた時点でまた再度配送を始めるというような形になっておりまして、その納入がされない場合にはそれも配送はされない形で、とめていく形になっております。

(何事か言う人あり)

**今井祐二業務課長** それは、当初からそんなシステムでやっております。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 2番、高野宏議員。

**2番（高野 宏議員）** ただいまのとめるというのは、この事件があつてからなのですか、それとも前からあつたのでしょうかということと、ほかの小さい業者もあると思うのですけれども、そういう業者に対しては、毎月毎月というので正当に払っているところもあると思うので、そういう点十分に監査して、こういうことのないようにしてもらいたいののですけれども、今の話はどちらなのでしょう。最近なのでしょう。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** ただいまの高野議員の質問でございますけれども、以前はもう少し長く、6回ぐらいの猶予というのを与えておつたのですけれども、この事件の発生に伴いまして2回までということで、今回数を定めまして発注停止をかけているという状況でございます。こういった大きな事件は、今まで幸いなかったのでございますけれども、こういう事件が発生しましたので、今後その辺につきましては発注業者の注文等をよく吟味しながら、そういった回数もさらに厳しくしながら対応していく必要があると。手数料につきましては、これは住民から納めていただいたものでございますので、そういったことが滞納にならないように私どもも努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 6番、出浦章恵議員。

**6番（出浦章恵議員）** 6番、出浦です。

このごみ袋の関係ですけれども、ごみ袋の製造の会社、この会社が指定店まで配送しているという、こういうやり方でいいのかと思うのですけれども、このやり方に問題がないのかどうかという点なのです。今現在は、そういうことはないというふうにももちろん思いたいですし、思っておりますが、過去には製造会社に配送もさせる、販売店に届けるということをするということというのは、職員さんが届けたりしなくてもいい、こういう手間を省けるともちろん思いますけれども、製造した会社が配送もしているということで、届けたときに指定店の人は留守にしている、留守といいますか、ちょっと店先にいなくてというときに、その会社は卸して、卸しましたよという受け取りの判をもらって次に移りたいわけですから、そこで手間を省きたくないというのは、その点はわかるのですが、以前、過去にその販売店の判を、販売店の店主、そのお店の人がいないときに、そこのお店

判を持ち出して判を押して、その業者が次のうちへ回るといふ、そういうことが過去にありました。

大変これは判を押していっただけだと言えればそれまでなのですが、ほかのものがなくなったりというようなことがあった場合、そういうことも疑われるということになりますし、ただ判を勝手に押していくということだけのみならず、判というのには大事なものだと思ふのです。いろいろなものに使うことで、大きなことに発展することもありますので、この辺の製造業者に配達までさせているというこのやり方がいいのかどうかというのは、このことがあった当時から大変疑問に思っておりますけれども、この辺についての考え方と当時あったことの反省等も踏まえて、考え方をお伺いしたいのですけれども。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 出浦議員のご質問でございますけれども、確かに以前そういう事例があったということは承知しております。そのときにも、業者に対しましては厳しい指導をして、確実に販売店の人に会って、それで判こをもらって、確かに納めてきましたという形でやってくれということで強い指導をさせていただきました。

今このシステムを採用している大きな根拠はやはりコストです。経費の合理化という意味もありまして、やはり製造会社が販売店のほうに卸したほうが、いろんな流通コストとか、そういった面で非常にコスト的に安く上がるというようなこともございましてこういったシステムを採用しておりますけれども、今後におきましてもそういうことがないように、業者に対しては厳しく指導をさせていただきたいというふうを考えておりますので、近年ではそういった事例は起きておりませんので、よろしくご理解をいただければと思っております。

**議長（若林新一郎議員）** 7番、福井貴代議員。

**7番（福井貴代議員）** 今の関連で、1点確認をさせていただきたいのですが、その業者から発注が製造会社のほうに直接行くのでしょうか。発注と、それからお金の確認が同じ場所でできていけばこういうことはないと思ふのですけれども、この組合がそのお金の授受に関してどうかかわっていて、いつの時点でこれが発見できるのかというのができないと、これからも発見がおくれてしまうのではないかと心配するのですけれども。

**議長（若林新一郎議員）** 業務課長。

（今井祐二業務課長登壇）

**今井祐二業務課長** 議員さんの今の質問にお答えいたします。

袋の発注という関係でございますが、発注につきましては各指定店のほうからその袋の製造業者、配送を請け負っている業者のほうへ直接ファクスで注文が入ります。それで、配達し終わって、それにつきましては配達の済んだというものがこちらへ上がってくるわけでございまして、その時点でうまく配達できたかどうかということを確認するようなシステムになっております。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 7番、福井貴代議員。

**7番（福井貴代議員）** 今のお答えだと、組合はそのお金の授受に関してタッチしていないということになってしまうのですけれども、結局製造業者と指定ごみ袋を販売するところだけでやりとりをしていて、全然ここがタッチしていないという状況が見えてくるのですが、これだとたまたま業者さんが破産という形になってこういうことが発覚しているけれども、これからはなにもあらずということが発見できませんよね。そういう意味で仕組みをきちっと、この組合が発注に関しても、またお金の授受に関してもきちっと関与をして管理をしていかない限り、こういった防止はできないのではないかと心配するのですが、その点について見解はいかがでしょうか。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 福井貴代議員のご質問でございますけれども、以前は、当初なのですけれども、当組合のほうで指定店のほうから注文を受けて、それを取りまとめて製造業者のほうに発注といたしますか、して販売店のほうにお配りをしたという時期も当初ございました。当初は、かなり回数も限られておまして、月2回とかというような形で、配送回数もかなり少なかったというようなこともございました。そういった中で、やはり毎週配送してくれという各指定店等の要請もございまして、そういった中で直接、今業務課長が話しましたように業者のほうに発注をして、業者のほうでしっかり管理して、そのデータはすぐ私どもにいただくのですけれども、製造業者のほうから販売店のほうにお配りするということになっているということでございます。

ですから、その販売店と、うちはそこで絡んでいないので、直接行っているのが事実なのです。ですから、それはある面で信頼関係といたしますか、業者がしっかりまとめているという、製造業者がまとめているということで、それについては特に今までも大きな間違いはなかったわけでございますけれども、たまたま今回は販売店が倒産したということでこういった徴収不足が生じてしまったということで、システム的には大きな問題はないと思うのですけれども、またさらに今後広域組合が絡んでいくという、その中に一枚どういうふう絡んでいかにつきましてももう一度再検討して、そういった間違いがないような形でシステムの再検討について検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

**議長（若林新一郎議員）** 7番、福井貴代議員。

**7番（福井貴代議員）** 今のお話の中で大体わかるのですけれども、見えないのはやはりお金の管理がどこがひっかかっているのかというのが見えないのです。業者さんと指定業者さんとのやりとりは見えるのですが、そのお金の集金業務とか管理がどこがやっていて、ちゃんと納められた配達するという、これが見えてこない。これからはしっかりここを見ていただきたいと思うのですけれども、一言管理者にこの辺の見解を求めたいと思うのですが、お願いします。

議長（若林新一郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 今福井貴代議員の、また高野議員から始まったいい質問幾つか出ましたので、やはりこれ総合的に皆さんの意見を伺ってから、最終的に必ずご答弁しますので、少々お待ちいただけますでしょうか、お許しいただきたいと存じます。

議長（若林新一郎議員） 16番、小菅高信議員。

16番（小菅高信議員） 一連の質問なのだけれども、去年のこともよく忘れてしまうのですけれども、この販売店が倒産して、これを繰り越し、繰り越して来ているのだけれども、この現在、法的には不納欠損にするのには、法律や規則では5年までできないとか、そういう規則上はどうなっているのか。

それから、倒産した店は管財人等がついて、清算管財をしているのだから、再生管財にしているのだから、あるいは一切そういう行為もしてなくて……いいですか、私の質問聞いていますか。質問、局長にしているのだけれども。倒産した先から回収はできる可能性があるのだからどうか、法的に不納欠損にできないから、ずっと繰り越していくものなのだから、あるいは倒産した業者が、また再生するような更生管財人でもついてそういうことやっているのだから、あるいは破産管財人がついて、破産処理した場合に、配当金等でこの衛生組合にも何がしかの金が来るという想定でこれをこたしも不納欠損にしないで繰り越していく、来年もそういうふうにしていくということなのか。それは、法律や規則上のことと、それから現状のことと、2点お伺いしたいと思います。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 小菅議員のご質問でございますけれども、現在の状況でございますけれども、そのお店につきましては今破産管財人を立てまして、破産について既に回収をしているという状況でございます、これを徴収するのは非常に難しいというのが現状の認識でございます。その会社については、債権等もほとんどなくてということでございますので、その中からうちのほうに回ってくるというのは非常に厳しいというのが現状であるかと存じます。

法的なものでございますけれども、この不納欠損処分については自治法で定まっております、5年間の時効ですとか、その前に議会の議決によって不納欠損を認めて不納欠損にするというようなシステムもあるということでございますけれども、そういった中で今回はこういう形で不納欠損処分という形にはしなかったのですけれども、近々検討させていただきまして、厳しい状況が見えておりますので、そういった形になってくるというふうに考えておるところでございます。

議長（若林新一郎議員） 9番、富田能成議員。

9番（富田能成議員） 今のところ関連しまして、改めてお伺いしたいのですけれども、これって販売店が倒産したという話でして、これは一般の経済の営みの中ではよくある話です。今の話を聞く

と、組合側から信用を供与する状況になるわけです。組合側が債権を持って、債務者に向こうがなる。だから、その債権の管理に万全を尽くさなければいけない。債権の管理を万全を期すためには2つやる方法があって、1つは今お答えいただいた途中のお金の流れをチェックしていく、細かくチェックしていくというのが1つなのですけれども、もう一つ入り口で、入り口を狭くするという方法があると思うのです。指定販売店を入り口で厳しく審査する、バーを上げるというのも一つのやり方なのだと思うのですが、その辺については特に今意識してやられているところがあるのかなのかというのを教えてください。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 販売指定店の指定につきましては、要綱を定めまして取り扱いを決めております。そういった中で、税金の滞納とかそういったことがないというようなこと、これは当然のことでございますけれども、そういった証明書をつけていただいたりしているというようなことが大きな査定のポイント、指定のポイントになっているというのが実情でございます。それは、多くの市民の方、住民の方に近くでそういった袋を購入してもらおうというようなことが、一番やはりサービスの面で大きいのではないかとというようなこともありまして、少しそれが緩くなっているのが事実かと思えます。

そういった中で、今後そういった要綱を見直して、こういった経済情勢でございますので、そういった倒産等も今後とも考えられるというようなこともありますので、要綱の見直し等も進めて、今富田議員がおっしゃいましたような窓口を狭くして、より厳しく審査をして指定店を定めていくというような方法も今後検討してまいりたいということでございます。よろしく願いいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 12番、四方田実議員。

**12番（四方田 実議員）** 12番、四方田です。

不勉強で、ちょっと方向違いな質問になったらご容赦いただきたいと思うのですけれども、教えていただきたいのですが、歳出の25ページ、一般管理費、その目の一般管理費の中の職員手当、また各目の中の節3に職員手当というのが4カ所、5カ所ありますけれども、その職員手当の中で子ども手当というのが各ところにありますけれども、この子ども手当というのはどういう性格のものなのか教えていただきたいと思えます。

それから、ここにきて、よく子ども手当というようなことが昨今言われていますけれども、それとの関係はどういう。また、これは町の職員なんかだと、子ども手当ってこういうところに載っていたかどうか、不勉強で申しわけないのですけれども、あったかと思うのですけれども、その関係、収入の関係を教えていただければありがたいと思えます。

**議長（若林新一郎議員）** 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

**富田豊彦管理課長** それでは、四方田議員さんの今のご質問にお答えさせていただきます。

子ども手当ですけれども、これにつきましては国の制度の中で支給しているものでございますが、一般的には公務員の場合は自治体が支給をしております。それから、住民の方、それから民間の会社の方につきましては、それぞれの市町で窓口となって支給をしていただいているところだというふうに理解をしております。性格的なものとしたしましては、少子化が進展する状況下の中で、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを個人や家族のみの問題とするのではなくて、社会全体で支援する観点から、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律において創設された制度でございます。子供のこの中で定義ですけれども、中学校修了前、15歳に達する日以降の3月31日です。それまでの間にある者、児童手当の小学校修了までから拡大されて中学校卒業までに拡大されて手当を支給しているというものでございます。

なお、平成23年4月には、平成23年度における子ども手当等の支給に関する法律が4月1日までに成立が困難な状況であったために、国民生活等の混乱を回避するため、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるつなぎ法、これによりまして暫定的に9月まで延長され、23年10月には23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法という法律が施行されまして、これらに基づいて平成23年度子ども手当を支給したというような状況でございます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 12番、四方田実議員。

**12番（四方田 実議員）** ありがとうございます。

わかったのですけれども、これはだから特にこの管理組合、要するに市町村圏組合の一般会計の中で特別なものではないということなのですよ。特に普通の公務員の方々と同じ扱い、町の職員や市の職員の方々と同じ扱いということでもいいわけですよ。ありがとうございます。

**議長（若林新一郎議員）** 質問ではなくてよろしいですか。答弁よろしいですか。

**12番（四方田 実議員）** よろしいです。ありがとうございます。

**議長（若林新一郎議員）** 9番、富田能成議員。

**9番（富田能成議員）** 1つ全般的なことで質問をさせていただきたいと思います。

10ページなのですが、歳出のところ書いてありまして、一番最後、歳入歳出差し引き残額3億2,200万円になっています。そのうち予備費が2億5,500万円です。予備費は、当初予算だと3,000万円だったわけですから、2億2,000万円が余ったということなのだと理解します。まず質問の1つは、この余った金額の水準の評価、こんなものということなのか、予想より多かったのか、少なかったのかという、その水準に対する評価をひとつお伺いしたいというのが1つ目です。

2つ目は、当初予算比余るというのは、要因としては恐らく3パターンぐらいしかなくて、当初見積もりが甘かったというパターン、それから予想以上に節約できたというパターン、それからや



る予定なのをやらなかったというパターンだったりするのだと思うのです。その辺の自己評価、どういう要因でこうなっているのか。こんなものということなのか、その辺のところをお伺いしたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 富田議員のご質問でございますけれども、この歳入歳出差し引き残額、これがある程度適当な金額かどうか、もしくはそういったある程度推測していたといえますか、推計しておいたような金額であるかというようなご質問かと存じますけれども、これにつきましては予算を組むときには適正な予算編成をして、それによって事務事業の遂行等をするということで、本来ならば全てを使い切って事務事業が遂行できればいいわけでございますけれども、そういった中で私ども組合といたしましても、契約の中で入札等を実施したり、そういった形で事業の執行を経費を抑えて、事務事業は完全に遂行しますけれども、そういった経費を抑える中で不用額等が生じて、そういった中でこの予備費が生まれてきているということでございます。事業を遂行しないでこういった不用額出ているということではなくて、事業をする中で経費節減に努めて、こういった不用額というものが出ているということでご理解をいただければと思っております。

この金額については、この水準が適切かどうかは、私もちょっとこの場では判断できないところもあるのですが、なるべく無駄な経費は省いて事業を執行してこういった経費が出てきたということをご理解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 8番、浅海忠議員。

**8番（浅海 忠議員）** 8番、浅海です。

成果報告書のほうの41ページ、消防のほうの防火対象物及び予防査察件数というこの一覧表をにらんでいました。これを見ると、対象物数というのは3,990で、査察件数が1,105ということで、そうすると4年に1遍やるのかなとか、どういう規定があってやっているのか、その辺のところだけ参考までに教えてください。業種を見ると、結構比率的にやっている業種と、また随分比率的に少ない業種とがあるような感じがしましたので、そちらのほうの見解を伺えればと思ひます。

**議長（若林新一郎議員）** 予防課長。

（梅澤 茂予防課長登壇）

**梅澤 茂予防課長** 浅海議員さんからの質問についてお答えいたします。

査察件数ですけれども、これは消防本部で決められております年間業務計画に基づいて実施しております。各年度において災害、救急、火災に出場する隔日勤務者も査察を実施しております。その関係で、災害がないときに主に実施する予定でございますけれども、実施パーセントが高いのは不特定多数、例えば病院とか旅館、ホテル、そういうのは70%以上の実施率になっておりますけれ

ども、他については工場、事務所等々、3年に1回または2年に1回というような実施率になっております。これからもなるべく立入検査を多くして、火災予防に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 8番、浅海忠議員。

**8番（浅海 忠議員）** ありがとうございます。予防課長の出番があつてよかったなと思います。

消防長にお聞きします。今予防課長からもありました非番の職員、また災害のないときということでやっている。2年に1遍、3年に1遍ということですが、実際にはこれを見ると約4,000件あるうちの1,000件ということですから、単純に見れば4年に1遍ぐらいかなと。それは、何かできないところもあるのかなと。また、逆に1,100件ということは、なかなか件数的にも多いわけですね。ですから、職員が足りているのですかどうですかということ消防長にお聞きします。

**議長（若林新一郎議員）** 消防長。

（浅見真一消防長登壇）

**浅見真一消防長** 職員数の話になってきますと、私の見解だけではなかなかはっきりしたことを申し上げられない部分があるのですけれども、査察の対象物というのが、先ほど予防課長も言いましたけれども、やはり災害危険の起きやすい建物というのは、不特定多数の人が入る建物がどうしても危険性が多いわけです。ここに載っているこの件数というのは、いわゆる延べ面積を150平米以上のものを計上しておりますので、いわゆる一般家庭に近い部分の建物も相当数あるということから、このような実施率になっているということです。確かに他の消防本部見ますと、査察係みたいなものをつくって、査察件数を向上させるための努力をしている消防本部もあるのですけれども、秩父消防におきましては、予防課自体の中には査察係というのを設けていないのですから、どうしても隔日勤務の警防隊あるいは救助隊、救急隊の隊員を使って査察をやっているということで、査察件数が上がらない要因がこの辺にあることは事実でございます。

ただ、職員数が足りているかどうかという問題になってきますと、多ければ多いほど、私にすればよいわけですが、やっぱり与えられた人数の中で、できる限り有効に活用しながら査察件数を上げていくということが今の私に答えられることかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 8番、浅海忠議員。

**8番（浅海 忠議員）** 浅海です。

そうしますと、どちらにしてもいわゆる防火対象物の査察というのは、決められた期間内にそれぞれの建物について、要は総括できちんとできているということでよろしいのですね。例えば期限が切れているとか、何年かに一遍とか完全にやらなくてはいけないのに、そういったところをやっ

ていないとか、そういったところはないという理解でよろしいわけですね。

**議長（若林新一郎議員）** 予防課長。

（梅澤 茂予防課長登壇）

**梅澤 茂予防課長** ただいまの浅海議員さんからのご質問でございます。期限が切れているかどうかという対象物あるかというご質問だと思いますけれども、期限が切れているという対象物というのは、消防法令という適合通知書を配布しているような旅館、ホテル等の対象物のを1年に1回必ず査察に入っております。ですから、期限が切れる前には必ず立入検査を行っているという状況でございます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 4番、落合芳樹議員。

**4番（落合芳樹議員）** 成果報告書の20、21ページ、斎場のことなのですが、先ほどの説明の中にもありましたけれども、21ページの斎場の利用状況、過去数年間載っておりますけれども、18年度からずっとふえてきて、22年度が1,601件、そして初めて23年度は1,570件ということで、31件ですか、減ったわけなのですが、当局、事務局としては今後どのように、まだ団塊の世代の方が控えているという言い方はおかしいのですけれども、縁起のよくない話になるわけなのですが、どういうふうに関後推移していくのか、ピークというのはいつごろ迎えるのか、その辺の推測がありましたらお聞きしたいと思います。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 落合議員のご質問でございますけれども、火葬件数の今後の推移等について見通しはどうかというようなことかと存じます。確かに22年度1,601件ということで、23年度が1,570件、減少したというようなことでございます。この要因については、ちょっと今具体的にこれこれだという理由は見当たらないのですけれども、いずれにしてもこの1,500から1,600という数字は今後続いていくのではないかとこのように思っております。

私どもの人口推計等を、また死亡率等を加味して推計した基本構想を前につくったことあるのですが、その中ではやっぱり団塊の世代が亡くなる平成34年度ぐらいが一番のピークになるのではないかと試算が出ております。ただ、その後もかなり秩父地域の高齢化率高いもので、急激に死亡者が、火葬件数が下がるということではなくて、その団塊世代の子供たちの世代がまた亡くなるぐらいまでは、かなりの高位な状態で火葬件数が続くのではないかとこのように推計をしているという状況でございます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） もしないようでしたら、管理者から。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 今ご質問をいただきましたので、総じてちょっと私の考えをお話をさせていただきます。

まず、ごみ袋の件でございますが、確かに個人のお店がそこで販売、倒産ということになりました。これが280万円ぐらいの穴をあけてしまったというところ、これもこういう状況を知ったときに私も愕然とした思いがあります。きょうそれぞれの議員からいろいろなお指摘をいただいて、私なりに反省することが多々あったなというふうに思いました。やはり今販売店と製造業者との間のやりとり、そしてそこからの数を信用してその入金をいただき、そしてさらにそれに手数料を払うという今のシステム自体、実際にお金のその動きというのが見えてきていないというところのご指摘は、まさにそのとおりでなというふうに思いました。ですから、これを今後こちらのほうで数のところ、この動きというのを明確にわかるようにシステムを変えてまいりたいというふうに思います。これは、今後理事会でいろいろ理事の方々と協議を重ねながら、また新たな形で変えていきますので、ぜひまたそのときにご意見をいただきたいというふうに思います。私のほうとしても、いろいろな問題が出たということに対しまして、本当繰り返すようですけれども、反省するべき点だというふうに思いました。

それから、富田議員から予備費のことでございますが、これもまさしくいいご質問だったなというふうに思いますが、組合議会は、組合は先ほどの決算の説明でもありましたが、68%は負担金で成り立っているという今説明もありましたけれども、そこが市町の運営と違うところだというふうに思います。ですから、繰越金なり予備費というのをやはり予算の範囲で抑えていかないと、結局2億幾らの予備費というものがこれからどういうふうな形になっていくかというところ、そういうふうなところは市も町も財政が厳しい状況でありますから、その辺もきちんと明確にしておかないと問題があるかなというふうに思います。そういう意味で、予算の範囲での予備費の金額というところに、まさに狙いどおりに予備費ができるような、そういうふうなことで今後やっていきたいというふうに思っています。

火葬場に関しましては、今後高齢者がふえてくると、当然運営自体も大変厳しくなるというのは目に見えておりますので、早期に建設というところで動かなければならないなというふうに思いますし、まさにそれが今タイムリミットの状況だというふうに思います。ですから、早急に建設に向けて動き出しますので、議員の皆様にもぜひご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 以上で議案第14号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略い

たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(若林新一郎議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

6番、出浦章恵議員。

(6番 出浦章恵議員登壇)

**6番(出浦章恵議員)** 6番、日本共産党の出浦章恵でございます。私は、議案第14号 平成23年度 秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出の認定について、反対の立場で討論を行います。

反対理由を申し上げます。ごみ手数料についてです。私たち日本共産党は、一貫して主張してきた問題でありまして、有料ごみ袋制度の導入によって税金の二重徴収であることを指摘をしております。そもそもごみ処理は、清掃費として基準財政額に一定額が導入されております。国から各市町に対して交付税として交付をされております。有料ごみ袋の価格については、昨年4月から若干の引き下げがされましたので、私たちの考え方にも近づきまして、一步前進であることは承知をしております。しかし、率直に言いまして、私はせめて半額になることを願っております。また、ごみ袋代に手数料の上乗せをしてもよいのかというこの問題については、地方自治法第227条に反するかどうか、この問題についてまだ解決がしておりません。

もう一点、ただいま市長のお話もございましたが、ごみ製造会社に販売店へ配送させるというこのやり方がよいのかどうか、こういう疑問を持っております。長年続けてきたこのやり方でありますけれども、コストの削減ばかりを言えないのではないかと考えております。このあたりで、いま一度検討していただきたいと、こう思っております。

以上申し上げまして、議案第14号に対する反対討論を終わります。

**議長(若林新一郎議員)** 他に討論ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

**議長(若林新一郎議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**議長(若林新一郎議員)** 起立多数であります。

よって、議案第14号は認定することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（若林新一郎議員）** 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** それでは、議案第15号の秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、人事院規則に合わせまして、白血病の有効な治療法である移植療法ドナーとなる場合に取得可能な特別休暇について、骨髄を提供する場合に加えまして、末梢血幹細胞を提供する場合にも特別休暇を取得できるようにするための所要の改正を行いまして、公布の日から施行したいものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

7番、福井貴代議員。

**7番（福井貴代議員）** 1点お聞きしたいのですけれども、この休暇については大変に本当にありがたい休暇だと私は思っております。

文書のことについては特にこれでいいと思うのですけれども、中身について確認をさせていただきたいのですけれども、今回造血幹細胞移植推進法がことしの9月に成立していて、造血幹細胞の中にはこの骨髄、それから末梢血の幹細胞移植、そして臍帯血、この3つが入っています。特にこの骨髄移植、そして末梢血の移植というのはドナーの方に大変な負担があって、それぞれ入院とか検査のための補償もない中、本当に奇様な思い、ボランティアでやっていただくわけですけれども、そこを支えていくための今回の休暇になってくると思うのですが、ここのところにその都度必要と認められる期間というふうにございます。これが本当にどのくらいの期間が大体想定されるのかという認識をどのようにされているのかというのが1点と、中にはこの骨髄ドナーの方はH u B、H u Aというのが合わないドナーになれないという、本当に少ない症例というか、少ない例だと思っておりますけれども、中にはH u Aが多い、たまたま符合する率が多い方の場合、2回ドナーになれる方もいるのです。そういった方のために、最初に休暇がとれて、その2度目がドナーになれるときも対象になるのか、この2点なのですけれども、お聞きしたいと思います。

**議長（若林新一郎議員）** 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

**富田豊彦管理課長** 福井議員さんのただいまのご質問にお答えさせていただきますが、今回の末梢血幹細胞移植、これに関してはインターネット等書かれている内容になるのですが、ドナー、こちらについては5日から6日間拘束されるというような情報でございます。ですので、その都度必要

な期間につきましては、特別休暇のほうで対応させていただければということですので、先ほどありましたようにドナー検査、それから再度実際のドナーの提供というところに当たっても適用になるというふうに考えております。

議長（若林新一郎議員） 7番、福井貴代議員。

7番（福井貴代議員） ありがとうございます。1点目の期間についての認識は5日から6日、これはお聞きいたしまして、ありがとうございます。

そして、1人の方が期間を置いて2度ドナーになられるケースも中にはあるというふうに聞いていて、そういう方も対象になるかという点なのですけれども、どうでしょうか。

議長（若林新一郎議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 済みません、言葉が足りずに申しわけございませんでした。その都度ということで、期間があいても、1回目、2回目という形で対象となるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（若林新一郎議員）** 次に、議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** それでは、議案第16号 秩父広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、平成23年8月30日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第171条で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が行われ、市町村が設置します一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に関する基準が条例で制定することとされたことから、今回新たに定めるものでございます。

条例に定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定められた基準と同一内容になっておるわけでございます。

なお、この技術管理者の業務につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されておりまして、施設の維持管理業務に従事する職員を管理監督して、施設の適正な維持管理に資するという内容でございまして、当組合におきましてもクリーンセンター、環境衛生センターの両所長は、この技術管理者の資格を持って施設の適正な維持管理に努めておるところでございまして。

なお、本条例の施行は平成25年1月1日としたいものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。



これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(若林新一郎議員)** 総員起立であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(若林新一郎議員)** 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** 議案第17号の平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,043万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を34億9,739万円としたいものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。4ページ、5ページをお開きください。ここに記載してございます高規格救急自動車整備事業から消防救急無線デジタル化事業の起債額が確定したことに伴いまして、それぞれ限度額を減額するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。10、11ページをお開きください。まず、歳入でございます。第3款財産収入、第2目利子及び配当金につきましては、公共施設整備基金の運用益が当初見込んでいた額よりも多くなったことから、23万2,000円を増額したいものでございます。

第6款の繰入金、第1目基金繰入金につきましては、この後歳出で説明いたしますが、新火葬場建設事業の財源として公共施設整備基金の一部を取り崩して繰り入れたいものでございます。

第8款諸収入、第1目雑入につきましては、福島原発事故に伴いまして、東京電力から放射能測定費等の支出に対して損害賠償の申し出がありましたので、クリーンセンターで実施いたしました主灰、飛灰及び排ガスの放射能測定費用の60万4,000円を賠償金としていただいたものでございます。また、建物損害共済金28万9,000円の納入に伴い、併せて増額したいものでございます。

第9款組合債、第1目消防費につきましては、救急車及び指揮車の整備と消防救急無線デジタル化事業のそれぞれの事業費が確定したことに伴い減額いたしたいものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。歳出でございます。第2款総務費につきましては、職員人件費1,182万7,000円と、育児休業職員の代替職員として臨時職員を雇用するための費用46万

5,000円の総額1,229万2,000円を増額したいものでございます。職員人件費の補正につきましては、本年度の人事異動及び埼玉県市町村職員共済組合の長期給付負担金率の変更に伴うものでございます。

第3款民生費につきましては、人件費を30万6,000円増額したいものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目斎場費につきましては、職員人件費118万6,000円の減額のほか、新火葬場建設事業に関するプロポーザル選定委員会委員の報酬18万円、境界測量における費用弁償1万5,000円、それから新火葬場隣接地用地購入費660万9,000円、下宮地町会への、これ基本協定に基づくお金でございますけれども、一時金交付金5,000万円と年間交付金の増額分の40万円を増額いたしまして、差し引きで5,601万8,000円を増額したいものでございます。

第2項清掃費、第1目清掃総務費につきましては、前年度に作成いたしました指定ごみ袋の在庫数が確定したことによる保管、配送のための役務費を54万1,000円増額したいものでございます。

第2目クリーンセンター費につきましては、職員人件費557万5,000円の減額のほか、今回の改良事業に伴いまして、発電設備整備に当たり資格者が必要となったことから、資格のある者を非常勤職員として採用するため、報酬72万2,000円と、さらに電気料の単価の値上げに伴いまして光熱水費が1,151万5,000円を増額、また契約の締結に伴いまして、各種委託料の不用額1,210万7,000円を減額いたしまして、差し引きで13万円を増額補正したいものでございます。

第3目の環境衛生センター費につきましては、職員人件費859万8,000円を減額したいものでございます。

第5款消防費、第2日常備消防費につきましては、職員人件費250万5,000円の減額のほか、契約締結に伴い、委託料を467万2,000円、工事請負費791万6,000円、備品購入費233万4,000円をそれぞれ減額させていただきたいものでございます。

第7款諸支支出金、第1目公共施設整備基金につきましては、同基金の利子増額分23万2,000円を積み立てるものでございます。

第8款の予備費につきましては、この歳入歳出の差1,251万5,000円を増額するものでございます。

以上で議案第17号の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

6番、出浦章恵議員。

**6番（出浦章恵議員）** 17ページの18、備品購入費について伺います。

高規格救急自動車整備事業2台ということで、233万4,000円が安くなったということだと思えますけれども、この車本体の価格、そしていわゆる改造費、また載せるもの等があると思えますので、この改造費について幾らなのか、何と何を積み込むのか。それと、この改造についてはどこの会社が改造するのか、この流れについても伺いたいと思えます。

議長（若林新一郎議員） 警防課長。

（荒船和夫警防課長登壇）

荒船和夫警防課長 ただいま6番、出浦議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、高規格救急自動車整備事業2台についてですが、契約金額は税込みで4,137万円となっております。7月11日の議会の議決を経まして、落札業者である埼玉トヨタ自動車株式会社秩父店と物品売買契約を締結いたしております。

最初に、影森分署救急車の購入状況を説明いたします。予算額は2,300万円です。購入金額は、税込みで2,094万7,500円となりました。内訳は次のとおりです。高規格救急自動車1,148万1,750円、車両艤装及び附属品397万7,190円、救急資機材501万5,010円、現有車からの移設費47万3,550円となっております。続きまして、小鹿野両神分署救急車の購入状況についてご説明いたします。予算額は2,100万円です。購入金額は、税込みで2,042万2,500円となりました。内訳は次のとおりです。高規格救急自動車1,148万1,750円、車両艤装及び附属品397万7,190円、救急資機材449万5,260円、現有車からの移設費46万8,300円となっております。2台購入の結果の残額は263万円となりまして、11月29日、本日の平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）に計上しております。積載する資機材についてはほぼ同一ですが、影森分署に配置予定の救急車にカプノチェックという気管挿管の際の傷病者管理に使用する機材を新しく搭載しております。

なお、救急資機材ですが、救急業務実施基準というのが消防庁から示されております。これに沿って積載しております。さらに、今回購入に当たりましては、平成22年度及び平成23年度に定住自立圏事業として整備しました患者監視装置、半自動除細動器など、資機材をそれぞれ載せかえております。今お話し申し上げました内容のとおり、結果としては購入金額は相違していますので、ご了承をお願いいたします。以上でございます。

（何事か言う人あり）

荒船和夫警防課長 落としました。済みません。

契約業者は、埼玉トヨタ自動車株式会社秩父店となっております。

以上でございます。

（「改造したところは」と言う人あり）

荒船和夫警防課長 失礼しました。

続きまして、もう一点お話し申し上げます。高規格救急車の納入に対します車両本体、これは埼玉トヨタ自動車株式会社になっております。同社の請け負いと監修のもと、次の業者が共同で整備しております。車両艤装については、トヨタテクノクラフト株式会社、積載資機材にあつては日本船舶薬品株式会社となっております。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 5番、江田治雄議員。

**5 番（江田治雄議員）** 5 番の江田治雄です。

15ページ、上から3番目なのですが、区分の19、負担金、補助金及び交付金ということで、斎場地元宮地町と協議できて、めでたくスタートしているわけですが、10月26日に実は厚木の新火葬場を視察に行ってまいりました。そのときに、この厚木の斎場の地元では一時金、毎年の交付金は一切払っていないという話が出まして、いわゆる迷惑料については一切交渉から一貫して断ってきたということで、将来的にこれは法的に違法性がある可能性を示しておりました、執行部としまして。秩父は、そういった話が過去にあったのかどうかということで、厚木では週1回、地元の町会に進入路、駐車場を清掃してもらうということで、業者に依頼するよりも安い方法で、年間100万円程度を清掃費で払っているということで解決をしたようですが、今回1次交付金が5,000万円、そして宮地町会の増額分ということで40万円の支出を予定していますが、こういった将来的な違法性について協議したかどうか、そして将来的にはこういったことも大丈夫なのか、自治体によってこういった判断が余り差はないと思うのですが、お聞かせ願いたいと思います。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 江田議員のご質問にお答え申し上げます。

今話ございましたように、確かに厚木市のほうはそういったことで、迷惑料等はお支払いしていないというのが現実でございます。そういった中で、私どもこういった大金を町会のほうにお願いするという形で今回妥結したと。これは基本協定に基づいての妥結ということでございまして、これが法的な根拠だとか、そういったものを突き詰められるとどうかというふうな問題かと存じます。これにつきましては、私ども今調査をしているところでございまして、そういった法的に問題はないのか、そういった点についても今後より調査をして、詰めていければというふうに思っております。

なお、クリーンセンターにおきましてもこういった事例がございまして、かつてお支払いをして、また現在もやはり年間交付金もお支払いをしておりますので、それも併せまして私ども検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

またもう一点、今厚木のほうで町会のほうに清掃委託をしているというような話もございましたけれども、それにつきましても本当にいい話であると思っておりますので、私ども新火葬場ができた段階で、町会へのそういった清掃業務の委託等につきましては前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 5 番、江田治雄議員。

**5 番（江田治雄議員）** ありがとうございました。

提案されたものを議決するということは、我々議員も責任があるわけですので、将来的にこういっ

た交付金、金額も大きいですから、特に要請がないというか、今後検討の中に入るといことなの  
ですが、やはりちょっと心配をした部分なのですけれども、クリーンセンターのほうも過去に例が  
あるということ、そして住民からは何の問い合わせもないということの中では安心をしております  
けれども、一応心配としております。

以上。

**議長（若林新一郎議員）** 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略い  
たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（若林新一郎議員）** 総員起立であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（若林新一郎議員）** 次に、議案第18号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 議案第18号の埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につきましてご説明申し上  
げます。

本議案は、本組合が構成団体として加入いたします埼玉県市町村総合事務組合におきまして、同  
組合を組織いたします白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、同組合の規

約の変更が生じるため、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（若林新一郎議員）** 総員起立であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 零時59分

**議長（若林新一郎議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○管理者提出追加議案の報告

**議長（若林新一郎議員）** 次に、管理者から議案の追加がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 …… (朗読) ……

秩広管発第300号

平成24年11月29日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 若林 新一郎 様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜 邦 康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第19号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

議長（若林新一郎議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○日程の追加

議長（若林新一郎議員） お諮りいたします。管理者提出議案第19号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、管理者提出議案第19号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、議題とすることに決しました。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 議案第19号を議題といたします。

地方自治法第117号の規定により除斥の対象となりますので、8番、浅海忠議員の退場を求めます。

（8番 浅海 忠議員退席）

議長（若林新一郎議員） 当局に説明を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 それでは、議案第19号をご説明をいたします。

議案第19号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について、この議案の説明ですが、組合監査委員のうち組合議会選出の監査委員につきましては、秩父市議会選出の逸見英昭議員に務めていた

だいておりましたが、11月7日に組合議会議員を辞職したことから、現在空席となっております  
でございます。

つきましては、後任に秩父市議会選出の浅海忠議員を組合議会の同意を得て選任したいため、地  
方自治法第196条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

浅海忠議員は、秩父市荒川白久1417-3にお住まいで、昭和30年3月13日にお生まれの現在57歳  
でございます。以上よろしくご審議をお願い申し上げ、ご同意賜りますよう重ねてお願いをいたし  
ます。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略い  
たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（若林新一郎議員）** 総員起立であります。

よって、議案第19号はこれを同意することに決しました。

浅海忠議員の入場を求めます。

（8番 浅海 忠議員入場）

**議長（若林新一郎議員）** ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時04分



再開 午後 1時07分

議長（若林新一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一般質問

議長（若林新一郎議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願いいたします。

なお、江田議員より一般質問の資料について配付依頼がありましたので、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

それでは、発言を許します。

5番、江田治雄議員。

（5番 江田治雄議員登壇）

5番（江田治雄議員） 5番、秩父市選出の江田治雄です。議長の許可をただいまいただきましたので、一般質問を2点に限りさせていただきます。

初めに、この秩父広域組合の広報関連について伺います。行政の内容や事業を広く住民に知らせる方法として、各自治体では毎月広報紙を発行し、配付をしているのが現状であります。しかし、現在この秩父広域ではその類いの広報紙はありません。過去には広域だよりを発行していた経緯があったように私は認識をしておりますが、現在は廃止の状態であります。この広域だよりがいつごろまで発行していたのか、また廃止になった理由もあると思います。それについて伺いたいと思います。

実は、住民は広域組合の事業と市や町でやっている事業を混同したり、広域組合の実態をよく理解をしていない住民も多くいると思います。我が秩父市では、広報ちぢぶにおいて広域の大きな事業があったときに広報しております。例えば先月の10月号においては、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事における随意契約の内容をお知らせしました。11月については、斎場の関係を広報いたしました。10月については、クリーンセンターの改良工事について広報しております。その中には、一部談合にかかわることにも触れ、市民に広く広報をしてみました。このように広域組合の事業内容を詳細に住民に伝えることが求められると思いますが、今後この広域行政の広報活動について、執行部はどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

次に、消防署南分署の建設関係について伺います。先日の視察のときに、非公式ではありましたけれども、この11月の議会で建設の工事請負を議案として出したいというような話がありました。しかし、議案を配付された後確認をしましたところ、この工事請負は入っておりません。多くの市

民からも南分署の問い合わせはいただいております、特に地元荒川では、場所は決定をした報告は聞いておるが、建設はいつごろになるのかというような問い合わせも来ております。現在の進捗状況を併せて伺いたいと思います。

答弁により、再質問は自席にて行いたいと思います。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 5番、江田治雄議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** まず、江田議員さんのご質問にお答えする前に、本組合の事業につきまして会報等でお知らせいただいておりますことに対しまして厚く御礼申し上げます。大変ありがとうございます。

では、ご質問のうち1の広域組合の広報についてお答えをいたします。初めに、(1)の広報の現状についてでございますが、本組合では昭和59年10月1日創刊号を広報紙として発行して以来、平成17年3月発行の第72号まで、約21年間にわたり広報ちちぶ広域を発行してまいりました。そういった中で、平成17年度より、大きな理由としましては経費節減に取り組むということの中で、また組合ホームページの公開もいたしましたので、併せまして廃止をしたということでございます。これによりまして、組合のお知らせ記事等につきましては組合のホームページに掲載するとともに、特に重要なものにつきましては、市町の協力を得まして各広報紙への掲載を通じて圏域住民の皆様にお知らせをさせていただいているという状況でございます。

次に、(2)の今後の取り組みについてでございますが、圏域住民の皆様には情報を正しく伝えていくことに関しましては、組合といたしましてもその重要性は十分認識しているところでございます。先ほど現状についての中で、組合ホームページの整備を平成17年度に行った旨をお話をさせていただきましたが、IT技術の進歩に対応するべく、本年度にホームページのリニューアルを行いまして、スマートフォンにも対応したサイトを創設したわけでございます。

しかしながら、まだまだ電子媒体で情報を得ることが難しい住民の方がいらっしゃると思いますので、ご指摘のとおり紙媒体による情報伝達も必要であるのではないかとこのように考えておるところでございます。構成市町で発行しております広報紙の部数がトータル総数で4万2,150部になると伺っております。これは、構成1市4町の総数でございますけれども、今後いろいろ発行形態ですとか費用面等を精査しまして、広報紙の発行につきまして検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 総合調整幹。

（高橋徹也総合調整幹登壇）

**高橋徹也総合調整幹** 5番、江田議員からのご質問、2についてお答え申し上げます。

分署建設も分散配置型から拠点配置型に再編整備する計画は進行し、既に2つの分署が完成し、運用を開始しております。ご質問の南分署建設の進捗状況でございますが、7月の組合議会定例会の一般質問の答弁で、11月の組合議会定例会に南分署建設工事の議決議案として提出する旨の答弁をいたしました。10月24日執行した制限付き一般競争入札が不調となっており、今回の定例会への提出ができなくなりました。

不調となった理由でございますが、当日の入札には3者の特定建設工事共同企業体に入札に参加をいただきました。その結果、予定価格の範囲内への入札業者がいなかったことで不調となりました。現在工事設計内容、いわゆる仕様の見直しを行い、再び入札を行う準備を進めておりますので、入札結果等の金額につきましては詳細な説明ができませんが、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、建設工事等のスケジュールについては、来年の1月中旬に入札を執行し、2月の組合議会定例会にて、議案にて提案したいと考えているところでございます。順調に進みますれば、今年度内に着工し、2カ年継続事業として25年度内には完成となりますので、分署建設の全体のスケジュールには変更はございません。以上が南分署の現在の状況でございます。入札が不調となったこと、また建設工事の着工がおくれることとなりますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 5番、江田治雄議員。

**5番（江田治雄議員）** それぞれ答弁をいただきました。

実は参考資料ということで、皆さんのお手元に秩父市議会市民クラブ会報、これをお届けしましたが、これは隣にいる4番、落合議員の原稿なのですが、市民クラブはこういったやはり住民が関心のあることを載せて、議会の会報として定期的に出しておるわけです。そして、先ほど言いましたけれども、広域についてはこういった類いの説明が、市報等も、これはいろいろな制約があるのでしょうか。大体2段ぐらいなのです。そうしますと、この2段ですとなかなか細かな報告ができないということで、我々は市民クラブの広報に出しているのです。いろんな方がこれ見ていまして、この会報の発行にかかる経費の一部を政務調査費を使わせていただいております。そして、広域のことをなぜ秩父市の政務調査費を使った紙面に載せるのかというような抗議の文書もいただくのです。ただ、我々は秩父市を代表して8名の議員がお世話になってはいますが、広域も大変大きな議員活動の一環だと思っております。こういうふうには知らしめないと、何をやっているのかわからないという部分がありまして載せているわけなのです。そんなことを踏まえて、広域で先ほど局長のほうからも今後検討していきたいというような話をいただきましたが、各町にやはり議会として掲載を依頼をしているようです。

これ私の提案なのですけれども、広報の中に入るようなダイジェスト版でいいと思うのです。今

は斎場の問題、クリーンセンターの問題、消防署の問題、デジタル電波の問題、こういったいろいろ市民が関心を寄せることが事業として出ております。そういったものを1枚のペーパーでダイジェストにまとめたものを印刷会社に差し込みだけお願いをしたら、印刷費程度で済むのではないかと思うのです。経費の節減で廃止になったということも大きな理由ですから、単独でまた広報を発行しようということになしに、経費節減をしながら必要な情報を住民に知らせていくというふうには、こういった各町でやっている広報の中に差し込みをしていただくことはできないかということも具体的な検討の一つになるのではないかなと思います。定期的なことでもなくてもいいと思うのです。号外的、またダイジェスト的なもので、このことは市民にやはり知らしめるべきということをもとめてできないかという提案をしているわけなのです。

そうしますと、例えば市民からいただく貴重な意見も解決をできますし、我々はそういったことで市議会のことを中心にまた記載をしていけるということで、実は秩父市では会派ごとにこの会報を出していますが、彩政会さん等もこの広域のことについては知らしめるべき必要があるという判断のもとで、同じような内容を細かく掲載した経緯があります。そういったことの中でぜひ、具体的な提案をしますけれども、そんなことで前向きな検討をしていただきたいということで、答弁があればこのことについてお願いします。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** ただいまの江田議員のご提案を踏まえまして、私ども組合としましても広報活動が重要だと思っておりますので、前向きに検討いたしまして、広報紙の発行につきまして鋭意検討してまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 5番、江田治雄議員。

**5番（江田治雄議員）** どうぞ前向きによろしくお願いをしたいと思います。

2番目の分署の件であります、10月24日に3者でもって入札を行った。しかしながら、予定価格の面で成立しなかったという説明をお聞きしました。そして、今度中の事業の内容の見直しをしながら再入札するという方向にいるようですけれども、予定価格が範囲の中におさまらなかったということは、落札予定価格よりすごい金額が下だったのだと思うのです。一般的には、こういう仕事がない時代ですから、皆さん安く見積もってくるのだと思うのですけれども、こういうことについて、やはりこの問題、予定価格の設定の問題も実はあったのではないかと思うのですけれども、その辺はどのように把握しているのでしょうか、伺います。

（何事か言う人あり）

**5番（江田治雄議員）** 追加で、それではこの分署のことについて再質問をさせていただきたいと思っております。その予定価格の設定について特に問題がなかったのか、どんなことで判断しているのか、

お尋ねをしたいと思います。

そして、分署の建設、既に東と北分署ができて、供用開始しておりますが、実は分署にもあ  
の後、供用開始の後何回かお伺いをしているのですけれども、特に北分署、実は夏場行きましたら、  
もう夏の終わりごろだったのですけれども、車庫の中に足場パイプがこういうふうに入っていて、  
いろいろウエットスーツであるとか水難救助隊が使う機材がここに干してあったのです。この車庫  
に何でこんなものをつくるのと言ったら、場所がないからということで、忙しくそのパイプをつくっ  
て、屋根下に日陰干しというのでしょうか、していた現場をちょっと見ました。最初から計画する  
ときには、もう水難救助隊が長・には存在をしまして、そういった機材であるとか隊員が着用  
するウエットスーツであるとか、そういったものも以前からもあったわけですし、最初からそうい  
ったスペースをとれば隊員たちも活動がしやすいのではないかなと思ったのです。

そして、東分署、北分署、これは当直する職員も違いますから、当然食堂であるとか厨房の広さ  
も違うのですけれども、全体的に書類を入れるスペースはもうちょっと欲しかった。厨房をもう少し  
広くしていただかないと、大人数を調理するスペースが狭いというような現場の意見を聞いてお  
りまして、いずれにしてもこれから南分署、西分署をつくるに当たって、できたものをやはりきち  
っと精査して、特に反省がなかったのか見ながら次の設計に当てていくということが必要だと思  
います。いずれにしても、大きな予算を使って、長く使う施設ですから、そういったことを念頭にや  
はり生かしていくということが必要だと思うのですけれども、そういった過去の建設2棟につい  
ての、次の設計に生かされるかどうか、その辺もちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 総合調整幹。

（高橋徹也総合調整幹登壇）

**高橋徹也総合調整幹** 江田議員の再質問にお答えいたします。

予定価格の設定についてでございますが、東分署、北分署と廉価で入札が執行でき、事務サイド  
といたしましても安堵したわけでございますが、今回の南分署の入札も前回と同様廉価でよい庁舎  
の考え方で、庁舎建設担当者をはじめ、職員間で十分精査した結果を管理者に説明をし、予定価格  
の決定をお願いし、入札を執行させていただいたわけでありましたが、我々担当者が管理者への説明  
不足、さらには知識や経験不足があったため先が読めず、予定価格の範囲外の結果となったことで  
ありまして、今後の入札に際しましては細心の注意を払い、精査し、対応しなければならないと反  
省をいたしております。

また、入札落札者がいなかったことで、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基  
づき、最低価格入札者と随意契約の交渉を重ねましたが、現在の経済状況などを推移いたしますと  
金額的にも開きがあり、不落随意契約の成立にも至らなかったことでございます。

次に、車庫内の物干しの関係でございますけれども、議員のご指摘の単管パイプで作成した車庫

の物干し場でございますが、年間を通じて使用するわけではなく、夏の期間の使用が主であり、またウエットスーツは日陰干しとすることから、職員が作成したものであり、現在は撤去し、車庫の機能を保っております。今後來庁者などに見苦しくならないように車庫を有効に使用し、対応を検討したいと考えております。

さらにもう一点、庁舎の関係でございますけれども、庁舎の設計については分署庁舎建設検討委員会を設置をしまして、全国消防長会の消防機関の中長期目標策定特別研究会という会がございまして、その中の消防機関のあるべき姿と実現するための施策の中の消防庁舎機能充実という項目に消防庁舎基準の面積表がございまして、これらの算定基準を参考に検討し、分署の庁舎建設基本構想が完成したわけでございます。厨房等についての基準については、この数値を上回る数値を確保した設計で対応させていただいておりますので、職員に満足していただき、使用するようお願いする次第でございます。

なお、分署建設ごとにいろいろな検証箇所が出てくるとは思いますが、その都度検証をし、変更できるところについては改善を重ねた設計により対応させていただくというふうに考えております。ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で5番、江田治雄議員の一般質問を終わります。

次に、7番、福井貴代議員。

（7番 福井貴代議員登壇）

**7番（福井貴代議員）** 7番、公明党の福井貴代でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速一般質問をさせていただきます。

1点目、小型家電のリサイクルについて伺います。携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法、正しくは使用済小型電子機器等再資源化促進法と申しますが、これが本年の8月に成立し、来年4月に施行となります。現在小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルをされずに、ごみとして埋め立て処分をされていますが、同法により市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取って、レアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。新制度では、自治体とリサイクル業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進するというのを伺っております。都市鉱山とも言うべき携帯電話に含まれるレアメタルの回収、リサイクルについては、私も過去に一般質問の中で取り上げさせていただき、既に対応もしていただいております。平成23年度の決算書を見ますと、その売却代金は10万円を超え、年々上がってきているように感じます。よかったなと思っております。

今回対象となる小型家電は、携帯を含む電気機械器具、通信機械器具、電子計算機、医療機器等、

品目が多品目でさまざまとなっております、自治体が自由に選択することができるかと聞いております。既に先駆的に取り組んでいる地方自治体もありますが、制度導入は地方の市町村の任意であり、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加できるかがリサイクル推進の鍵と言われております。市町村の責務としては、使用済み家電の回収を実施することと普及啓発のこの2つが挙げられています。現在は、不燃物として回収したもから小型家電を分別し、売却しているようで、平成23年度の決算では約11万5,000円の売却となっております。

そこで、小型家電のリサイクルについて4点伺います。質問の1として、現状ではどのような品目を分別し、売却しているのか。小型家電のリサイクルの現状について伺います。

2つ目として、今後の回収方法と品目についてはどのように取り組んでいらっしゃるのか、見解を伺います。

3つ目として、住民への小型家電リサイクルの普及啓発については、どのようにして取り組んでいくのか伺います。

4つ目として、国は新制度に参加したこの市町村に対して、回収ボックスやコンテナを購入した際の初期費用や広報、広告費、ごみカレンダー、印刷費などの援助やランニングコストについて、地方交付税に算入するなどの財政支援措置を予定しているようです。これらの国の財政支援は受けられないのか。検討も含め、小型家電のリサイクルに向けた今後の取り組みについて見解を伺います。

大きな2番、消防バイクの活用について伺います。ことしの4月2日の参議院予算委員会で、公明党の竹谷とし子参議院議員が防災対策として、消防車両が入らない木造密集地域の火災や渋滞時の対策に放水用機材を搭載した消防バイクの導入を提案しておりました。それに対して、消防庁長官からも各消防本部に適切な助言をしたいとの前向きな答弁がございました。このことから消防バイクについて初めて知った私ですけれども、私の住む旧秩父市内も住宅密集地が多く、車両が入らない狭い路地も多くて、こうした地域の消火や救助等の初動活動や情報収集等の活動に効果があるのではないかと思います、消防バイクについて今回質問をさせていただくことを思いました。

全国で消防バイクを導入しているのは58消防本部で183台あるそうです。そのうち174台がオフロードタイプ、軽量でタイヤが大きくて、舗装されていない道路や林道等の悪路でも走破性が高いタイプのものが多いということを知りました。昨年3.11の際、停電のために信号が点灯せず、混乱した車はしばしば渋滞状態になっており、私はこんなときもバイクだったら迅速に活動できるのではないかと当時思ったものでした。この消防バイクが荒川分署に1台あると伺いました。また、今回の資料の中にも情報収集用のバイクがあるというふうに記載がされております。

質問の1としては、秩父消防本部ではこの消防バイクをどのように活用しているのでしょうか。活用の目的やどんなときに出動をさせているのか、活用状況について伺います。

2つ目に、消防バイクの運用方針や活動要綱などは定めているのでしょうか。危険性が高いため、

バイク隊を2台以上で出動させているというほかの消防本部からの情報もお聞きする中で、今後は新規に導入、増設をして、活用の充実を図っていかかかと思っております。消防バイクの今後の活用と導入について見解を伺います。

以上でございます。あとは席で再質問させていただきます。

**議長（若林新一郎議員）** 7番、福井貴代議員の質問に対する答弁を求めます。

環境センター所長。

（小池好美環境衛生センター所長登壇）

**小池好美環境衛生センター所長** 福井議員のご質問のうち小型家電のリサイクルについての現状についてご説明いたします。

初めに、小型家電製品の処理にかかわる取り組み状況についてでございますが、平成23年5月18日に早稲田大学環境総合研究所より打診がありまして、環境省が進めている平成23年度の循環型社会形成推進科学研究補助による研究事業のうち、既存の設備を活用した使用済み家電製品から資源回収システム、レアメタルの回収モデル事業の実施に当たって、本事業への参加依頼協力がありました。本事業が既に当組合で廃家電製品等の処理を委託している業者において行われていることにより、レアメタルの資源化に寄与できることから、取り組むことにいたしました。その結果、現在ではレアメタルの資源化ということで、廃家電製品のうち小型廃家電製品の有価物として売却しているところでございます。なお、平成23年6月まで流出品といたしまして、業者を通して海外輸出用として処理しておりましたので、希少金属の海外流出を防ぐことから有効と思われま

す。平成24年8月3日に、使用済小型電子機器等の資源化推進に関する法律、小型家電リサイクル法ともいいますけれども、が成立し、8月10日に公布されたこともございますが、さきに述べたとおりそのまま埋め立て処分せず、適正に有効資源として処理しているところでございます。現在の回収方法といたしましては、従来の一般廃棄物の分別区分によって不燃ごみとして収集し選別するものと、施設に直接持ち込まれた一般廃棄物から小型家電を選別する方法となっております。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 業務課長。

（今井祐二業務課長登壇）

**今井祐二業務課長** ただいまのお答えに続きまして、残りの部分につきまして答えさせていただきます。

小型家電のリサイクルについての今後の回収方法についてということでございますが、ただいまも話がありました形で進めていきたいと思っております。回収コストの問題もありますので、回収システムについては現状の形で、あと回収の品目につきましても現状のものを回収していきたいと考えております。

次の小型家電の資源という意識づけというのでしょうか、普及についてという形だと思いますが、



小型家電の資源という意識づけについてでございますが、小型家電に利用されている金属、その他の有用なものにつきましては、大事な資源であるとの意識を住民の方に持っていただくために、組合ホームページの活用、そして組合製作のごみカレンダーや市町の広報等を活用いたしまして、機会あるごとに啓発を図っていきたいと考えております。

続きまして、小型家電のリサイクルの関係で、財政的支援制度の利用についてということでございます。これにつきましては、本制度の本法第4条におきまして、国は使用済み小型電子機器等を分別し、収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保、その他の措置を講ずるよう努めなければならないとされておりまして、回収にかかります市町村のイニシャルコスト及びランニングコスト等につきましてはの財政支援をしていくとのことでございますので、制度の利活用ができるかどうかにつきましては、また市町の担当課とも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 警防課長。

（荒船和夫警防課長登壇）

**荒船和夫警防課長** 7番、福井議員の2つ目のご質問である消防バイクの活用についてご説明申し上げます。

初めに、現在荒川大滝分署配置のバイクにつきましては、平成10年式、排気量80cc、走行距離2,885.1キロメートル、これは秩父消防協会から寄贈されたものでございます。当初災害等による山間孤立や雁坂峠方面の交通事故対応として、情報収集用として考えておりました。現実には、用途としては訓練活動の中での使用と事務連絡のみの状況です。経年劣化によるエンジン不調と隊員編成上の問題から、運用が困難な状態となっております。なお、緊急登録に該当していないことから、運用方針、活動要領は特に定めておりません。

次に、災害時における情報収集活動等の際に赤バイが有効ではないのかとの件でございますが、初めに赤バイについてご説明させていただきます。一般的には、緊急走行が可能なバイクを指しまして消防活動用バイクと呼んでおります。導入している全国の消防本部を見ますと、791本部中58本部が赤バイを有しております。オフロードタイプ約95%が主体となっております。地震等の際には、道路の寸断等から消防車などの走行が困難な状況が推定されます。悪路や狭隘な道路等において、初動活動としての情報収集、避難誘導などに当たっては、バイクの走行性や機動力の高さから有効と考えております。

しかしながら、赤バイを導入しました他の本部では、出動中における事故の発生等、安全管理上の問題があり、災害対応としての運用を取りやめたり、事務連絡に使用する程度という例も聞いております。このようなことから、現時点の導入につきましては、他の消防本部等の動向等も踏まえた十分な研究と、併せて超えなければならない課題等がございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 7番、福井貴代議員。

7番（福井貴代議員） ご答弁ありがとうございました。

先ほど小型家電のリサイクルのほうなのですけれども、質問したことの答弁漏れがあるかと思うのですが、2つ目の今後の回収方法と品目ということで現状を伺っていると思うのですけれども、どのくらいの品目、またどのような品物を扱っているのかという部分をご答弁いただいた上で、できればこの部分、細かい話になると思うので、いろんな自治体に聞きますと24品目にもわたるところもあるようで、できればこの部分は資料請求をさせていただきたいと思います。

そして、あと広報のほうで取り組んでいただける部分、お話がありました。ホームページ、またごみカレンダー、また自治体の広報という形でやっていただける、これはありがたいと思います。現状のままだと、市民は不燃ごみの中に入れて、そのまま埋められている、捨てられていると理解していると思うのです。そうではなくて資源であるということ、またそれを分別して、既にもう取り組んでいただいている。本当によかったと思うのです。これから取り組む自治体が多い中で、我が組合は既にもう先行してやっていただいている、これは本当によかったと思います。そういったことの広報もしっかりしていただきたいと思います。

そして、これは提案なのですけれども、広報の中の一つとして、うちの組合がやっているこの回収の方法はピックアップ回収というものに当たると思うのですが、さまざまな自治体がボックス回収とか、拠点を決めてやったりとか、さまざまな取り組みがあるので、できれば秩父、この近辺の場合、秋になりますと、また春、たくさんのイベントがございます。この間はんじょう博だとか、吉田とかの商工祭りだとか、また横瀬、また小鹿野、それぞれのところに大きなイベントがございます。こういったところに回収ボックスを設置して、のぼり旗でも立てていただいて、小型家電の回収に取り組んでいる、都市鉱山と言われているこのレアメタルを積極的に回収して資源にしているということのPRにつながると思いますので、このイベント回収への取り組みができないかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。とりあえずその部分についてお聞きします。

あと、消防バイクの点なのですけれども、荒川で使って、今登録されているのがいわゆる情報収集用ということで、緊急登録がしていないバイクということになるのでしょうか。デメリットもあるということで、余り使いたいという気持ちは伝わってこないのですけれども、物品の中に50万円以上の物品として登録がされていて、なかなかこれが活用されていない状況も考えましたときに、何かやはりあるものをしっかり活用していくことも大事ではないかと思うのです。

さまざまな利用例を見ておりますと、例えば災害時の活動以外にも、消防団として地域住民の啓蒙活動に使ったり、あるいは川口の例ですと管区内のパトロールに使ったり、また防災、それから防火教育等のときに出向いて、そういった教育に貢献ができるのではないかというふうにも思うの

です。情報収集だけではなくて、そういった活用もできるのではないかと思うのです。これはしっかりして、活用できるのであれば、そういった活用の道、あるものを余り使わないでおくというのはとてももったいない話なので、しっかりと活用を考えていくことも大事かと思います。

質問として、その活用ができないかどうかということと、情報収集用のバイクとして今使っているのだと思うのですが、緊急自動車の申請というのはできる車種なのかどうかというところについてちょっとお伺いをしたいと思います。

**議長（若林新一郎議員）**　ここでお諮りいたします。ただいま7番、福井貴代議員に関する資料請求について……

（何事か言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）**　失礼しました。では、今の再質問の答弁が終わってからお諮りいたします。

では、再質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

（今井祐二業務課長登壇）

**今井祐二業務課長**　それでは、福井議員の再質問と併せて、先ほどの2点目の質問にお答えさせていただきます。

今後の回収方法についての関係で、小型家電の品目ということでございました。これ現状どおり回収していきたいという話でお答えしたつもりでしたが、今ちょっと資料見ますと、ステレオですとかラジオカセット、ビデオデッキですとか、ほとんどの入ってきた、環境センターに持ち込まれたもの、そして不燃ごみとして収集されたものの中から、ほとんど家電製品につきましては回収しております。おおよそでございますが100品目ぐらい。ですから、入ってきたものについては全部小型家電としてリサイクルしているということでございます。

そして、再質問のほうのイベントにおける回収についてということでございますが、イベント回収につきましては市町のイベント等と連携いたしまして、イベント会場等において集められたというのですか、持ち込まれた小型家電等の引き取り等の対応は可能であると考えております。また、担当課とも検討をいたしまして、回収に合わせて制度の普及啓発等を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）**　ここでお諮りいたします。ただいま7番、福井貴代議員に関する資料請求について、当局に資料の提出を求めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）**　ご異議なしと認めます。

よって、当局に対し、資料の要求をすることに決しました。

消防長。

(浅見真一消防長登壇)

**浅見真一消防長** 消防バイクの関係でございますけれども、荒川大滝に配置されている80ccのオフロード対応のバイクにつきましては、先ほど警防課長からお話ししましたとおり、消防協力会から寄贈いただいたものでございます。当初は雁坂峠、トンネルが開通した関係で、交通事故等も多くなるだろうということで、先着の情報収集用として使用したらどうかということで考えていましたけれども、交通事故あるいは運転手の確保等のリスクが多いものですから、なかなか思うようにいかないということが1点と、それほど実は雁坂峠のほうの交通事故も多くはなく、利用が余り芳しくない状況になっているというのが実情です。今のオートバイを確かに利用する方法として、広報用とかの考え方もあるのですけれども、消防本部の職員をそこに1名張りつけるということは、やはり人力的な問題、どうしても組織で動く隊でございますから、なかなかその辺のリスクもありますけれども、あるものを活用するという意味では、福井議員のおっしゃるとおりもう一度私どもも検討して、有効活用できるように考えていきたいというふうに思っております。

それと、緊急車両に登録できるかどうかということなのですが、はっきりしたことは私自身もちょっとわからないのですけれども、当然赤バイ隊ということで、緊急登録の車両に該当できるというふうに私自身は考えております。ただ、色を赤にしたり、回転灯をつけたりとか、そういう部分がありますので、多少の経費もかかりますけれども、緊急登録をすることはできるというふうに思っております。緊急車両のオートバイを秩父消防に整備するには、やはりちょっとまだ超えていかなければならない課題もありますので、その辺をよく検討して、本当に必要であれば、これから理事会等にもお諮りして協議をして、装備のほうを進めていければなというふうに思いますけれども、もうしばらく時間をいただければなというふうに思っております。

以上でございます。

**議長(若林新一郎議員)** 7番、福井貴代議員。

**7番(福井貴代議員)** ありがとうございます。消防バイクの件、本当にメリット、デメリットあるのは私も承知しております。ただ、寄贈していただいた1台があるということでありますので、やはりこれはしっかりと活用をして生かさなければ、本当に私はもったいないと思うので、それで1台体制が厳しいのであれば、やはりもう一台導入していただいとかなんかというのも考えてもいいのではないかと。そこも運用とかほかのところを調査して、今後検討していただくということになるかと思いますが、ほかの消防本部では本当に初期消火に活躍して消火ができたとか、パトロール中に通報ですぐに駆けつけることができ消火ができたのか、さまざまなメリットも聞くものですから、うちの消防、自治体のほうはどういうふうになるか、私が運転できるわけではないのですけれども、消防団の方の中には、またこのバイクの運転にたけた方もいらっしゃるというようなお話も伺っておりますし、さまざまなことを考えながら、利用する、活用を考えるという点をこれから取り組んでいただきたいと思っております。

そして、小型家電のほう、よくわかりました。資料もいただけるということで、またしっかりとそこを見ていきたいと思いますが、本当にレアメタル貴重なものですし、こうやって分別して売っていくことで多少なりとも利益があつて、それが委託の費用にもなっているのだと思いますので、大事な取り組みだと思います。この国の支援は、交付税措置ということになっているようなので、各自治体にも関連するものだと思いますし、去年もう既に始めているものが、来年度に適用できるかどうか私もちよつとわからないのですが、もしカレンダーの製作費とかさまざまなことに使えるのであれば大変メリットがあると思いますので、しっかりこれも調査をしていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

議長（若林新一郎議員） 答弁のほうはよろしいですか。

7番（福井貴代議員） はい。もし何かありましたら、済みません。

議長（若林新一郎議員） 再々質問に対する答弁を求めます。

（何事か言う人あり）

7番（福井貴代議員） ちょっと1点だけいいですか。

議長（若林新一郎議員） はい。

7番（福井貴代議員） どうしようと思ったのですけれども、消防バイク、余り積極的に使いたいという気持ちが伝わってこないものですから、どうしようかなと思っていたのですが、管理者にやはりこの消防バイクの活用と、本当は2台体制でやっぱり動くみたいなのです。1台だと危険ということもあつて。その辺のところ、財源もかかるけれども、どんなふうにお考えでしょうか。見解を伺ってもよろしいでしょうか。お願いいたします。

議長（若林新一郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 消防バイクという考え方というのが、本当に私きょうは恥ずかしいことばかりだなという、こういう日なのかなと思ひながら聞いていたのですが、消防バイク実は知りませんでした、存在は。これは、ざんげする意味でも申し上げますが、いずれにしましてもこの秩父のところ、ことしてしたか、春吉田で火災がございました。そのときに、山林火災ですね、ありまして、そして私は上空から消防団員を励ます意味で、上にへりに乗って、吉田の山林火災のところから上空から見ると、消防団員の車がずらつと並び、そこで常備消防とともに消火活動をしているところを見て、秩父の山の、まさしく急峻な山の山林火災のすごさ、恐ろしさ、そしてまたその消火に対する困難さというのは、その上から見て痛感をいたしました。そういうところで、私自身もこの秩父の特殊性を見たときに、林道というのが当然行っているわけですが、そこでとまると、そこから先ずつと車は行けないわけです。そこで消防バイクというのが必要になってくるのかなと。とにかく消防バイクが消火活動というよりも、情報収集が主体ですので、そういう意味でいっても、

この山林火災には有力な武器になるのかなというふうな、手段になるのではないかと、改めて今福井議員からのご質問で感じたところでございます。

いずれにしても、この秩父の特殊性ということを考えまして、あるものは使わないともったいないということで、もったいない精神で使わせていただきたいと思いますので、いろいろ考えてまいります。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で7番、福井貴代議員の一般質問を終わります。

次に、6番、出浦章恵議員。

（6番 出浦章恵議員登壇）

**6番（出浦章恵議員）** 6番、日本共産党の出浦章恵でございます。

連日テレビや新聞で報道されておりますが、選挙目当ての離合集散が次々と繰り広げられております。私ども日本共産党は、日本の前途を開く綱領を持ち、草の根で国民と結びついて90年の歴史を持つ党として、これまで60年間も続いてきた自民党型政治の行き詰まりを打開するために、デフレ不況、消費税、原発、TPP、震災復興、教育、安保、領土、政治改革、憲法という10項目に及ぶ改革ビジョンを示しております。今度こそ真に国民のための新しい政治に変えていきたいと思うきょうこのごろです。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。秩父消防署新分署台所の使い勝手について伺いたいと思います。本年7月24日、秩父消防署北分署竣工記念式典が行われまして、秩父広域市町村圏組合の管理者であります久喜市長、秩父消防本部浅見消防長を初めとする大勢の方々が参集され、盛大な式典となり、新分署のお披露目が行われました。建設に当たり、多くの方々のご協力があり、新分署完成にたどり着きましたことは大変喜ばしいことであります。消防業務に携わる職員の方々のますますのご活躍をご期待しているところでです。

そこで、職員の方々にとって、この新分署がこれまで以上に使い勝手がよいものでなければならぬと考えております。そこで、台所についてですが、プロパンガスではなくIHクッキングヒーターとなっております。つまり停電があった場合にはお湯も沸かせない、調理もできない、こういう状況があるのではないのでしょうか。本分であります消防業務に差しさわりのあるわけではないと、こういうことではあると思いますけれども、秩父地域住民の生命、財産を守ってくれる消防職員の方々の拠点となる場所としていかなるものかと考えます。出勤業務に備えて、十分な休息を限られた条件の中でもとれるような、そういった保障をしてほしいと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

3月にありました東日本大震災の後、計画停電がありました。東京電力では、今後新たなオール電化住宅の販売を休止するということを発表したという話がありますが、オール電化住宅の定義といいますと、調理、給湯、空調、これは冷暖房などですが、このシステム全てを電気によって賄う

住宅ということになりますから、正確に言えば新分署ではお風呂はガスを使っていますから、オール電化と言えないということかもしれませんが、台所につきまして言いますとオール電化、こういう状況であります。さらに、停電時の対応としての自家発電の整備もしているかどうか、IHヒーター利用のメリット、デメリットあると思いますが、これらについて伺いたいと思います。

また、今後建設をされる新分署、これについては使い勝手のよいものをと、こういう考え方を生かしていただけるようお願いをしたいと思ひますし、お考えを伺いたいと思ひます。

この場所からは以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 6番、出浦章恵議員の質問に対する答弁を求めます。

総合調整幹。

（高橋徹也総合調整幹登壇）

**高橋徹也総合調整幹** 6番、出浦議員からのご質問についてお答え申し上げます。

北分署につきましては、ことし8月より運用を開始したわけでございますが、北分署の電化状況をご説明申し上げますと、交代勤務者が主に使用するシャワーなどの給湯設備がプロパンガスを使用するほか、全て電気機器の使用となっております。分署建設に関しては、署内の庁舎検討委員会で検討を重ねておりますが、その結果、火気使用機器については安全を最優先することから、厨房についてはオール電化としております。使い勝手ですが、職員の意見としては、ガスコンロより衛生的で使いやすいと聞いております。

出浦議員がご心配されている停電時炊事ができなくなり、困るのではないかとのことですが、応急対応策としまして、家庭で使用する卓上カセットコンロを数台配置しまして対応したいと考えております。庁舎は、防災拠点としての庁舎であるため、停電時自家発電設備により電気を供給し、必要最小限であります。消防業務の運用ができるシステムとなっております。

次に、他の分署の設計はどうかというふうなことかと思ひますが、南分署は既に北分署と同じ仕様の設計となっております。西分署についても同じ設計を考えておりますが、業務運用をしていく中で、不都合、ふぐあいが発生した場合には管理者はじめ各理事に相談し、プロパンガスを使用する機器を厨房に導入することも検討しなければならないと考えます。したがって、当面はこの設計仕様でいきたいと思ひますが、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 6番、出浦章恵議員。

**6番（出浦章恵議員）** 6番、出浦です。

答弁を伺いました。承りはしました。いいですか。職員は、衛生的でよいと言っていると、こういうことではありますが、ではそうでない声が拾えていないのかということ是指摘をしておきたいと思ひます。こういう声があるからこういう問題を質問で取り上げたわけで、そういう声全くないところに勝手なことを言って質問しているのではありません。いいですか。よくその点をご承知お

きいただきたいと思います。それでは、よく意見が拾えていないのだろうと思います。その点は認めようと認めまいと、申し上げておきたいとは思いますが。

先ほども言いましたように、いざ出動ということになりますと、大変な状況でも出ていただくと仕事ですから、十分に仮眠をとっていただくこの分署、この庁舎の中では、豊かな休息だとか豊かな調理ができたり、お湯が沸かせたりというようなことというのはつまらないことのように思うのかもしれませんが、こういうものがとれていて緊急な状態に出動していくという、こういうことは必要なことだと思います。そのことは申し上げておきたいと思います。

それから、卓上カセットコンロを数台という予定をしているということでしたので、その点はお伺いをしました。計画は変えずに、北分署と同じような計画でいくということでしたけれども、それも承っておきます。

それともう一点、ちょっと方向を変えてみまして、新分署建設に当たりまして太陽光パネルの設置をするとか、しないですよとか、これらについての検討はされたのかどうか、この点についても伺っておきたいと思います。

**議長（若林新一郎議員）** 総合調整幹。

（高橋徹也総合調整幹登壇）

**高橋徹也総合調整幹** 出浦議員の再質問でございますけれども、太陽光パネルの導入関係につきまして、パネルの設置場所だとか日照時間、あるいは設置後のメンテナンス等も検討しましたが、導入については時期尚早との判断で、今回南分署につきましては毎日使用する事務所、廊下などの照明器具につきましてはLEDランプ等を取り入れまして、省エネ対策等を検討した設計になっております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 6番、出浦章恵議員。

**6番（出浦章恵議員）** 結構です。その答弁はお伺いをしました。今後の分署に生かしていただけることをぜひ私は、私質問で申し上げました意見は取り入れていただけるといいなという思いは持っております。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で6番、出浦章恵議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○閉会の宣告

**議長（若林新一郎議員）** 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これもちまして、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時17分



会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年11月29日

議 長 若 林 新 一 郎

署名議員 落 合 芳 樹

署名議員 江 田 治 雄

署名議員 出 浦 章 恵